



島根県報

平成23年7月8日（金）

号外 第 140 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【収用委告示】

公示送達

2

収 用 委 員 会 告 示**島根県収用委員会告示第4号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき書類は、次のとおり島根県収用委員会事務局（島根県土木部用地対策課内）において保管しているので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により告示する。

平成23年7月8日

島根県収用委員会会長 福 間 啓 夫

1 送達すべき書類

平成23年7月6日付け裁決書

2 送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏名 不明

ただし、島根県松江市東津田町字宮原887番地2の土地の抵当権者

住所 不明

ただし、権利の存否は不明

3 書類の受領等

出頭の上、送達すべき書類の交付を受けること。

受領しないときは、平成23年7月29日をもって送達があったものとみなされる。